

満州国期の図們江北岸地域における「国家兵 営政策」の展開

Yin, Hu / 尹, 虎

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院 国際日本学インスティテュート専攻委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

国際日本学論叢 / 国際日本学論叢

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

118

(終了ページ / End Page)

98

(発行年 / Year)

2010-03-18

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005963>

平成21年度 国際日本学論叢第7号 2010年3月18日発行 抜刷

満州国期の図們江北岸地域における 「国家兵営化政策」の展開

政治学専攻博士後期課程3年

尹 虎

満州国期の図們江北岸地域における 「国家兵営化政策」の展開

政治学専攻博士後期課程3年

尹 虎

はじめに

本論は満州国時代の図們江北岸地域^①を考察対象とし、主に当地域の朝鮮系住民に対する満州国の「集家政策」、「総動員政策」、「徴兵政策」を検討することを通じて、兵営国家・満州国の「国家兵営化政策」の一面を明らかにすることを試みる。

1931年に満州事変を引き起こした日本は、完全な軍事保護の下、翌年3月1日には中国東北地区に満州国という傀儡国家を成立させる。満州国成立当初からの反満抗日運動に対し、日本はいわば防禦的に国家兵営化の選択を余儀なくされただけでなく、日中戦争の勃発と長期化、張鼓峰事件(1938年)、ノモンハン・ハルハ河事件(1939年)などの軍事衝突によって生じたソ連・モンゴルとの国境緊張の高まりに応じて、統治体制を戦時体制そのものに再編成する必要に迫られることになる。

このような極東アジアの政治情勢を背景に、地理的に朝鮮半島とロシア
と隣接し、朝鮮系住民が八割を占めていた図們江北岸地域は、満州国にお
ける「国家兵営化政策」の展開により、急速に「兵営」の色彩を強めてい
ったのである。

一一八

満州国期の図們江北岸地域における「国家兵営化政策」の展開

一方、朝鮮系住民が数多く住んでいた図們江北岸地域が、「朝鮮独立運動の根拠地」として反日運動が根強く続けられていたこと、王徳林を司令官とする中国東北軍閥系列の「吉林中国国民救国軍」の抵抗も活発に展開されていたこと、いち早く中国共産党による中・朝両民族の「連合抗日」が試みされていたことは、関東軍、満州国に図們江北岸地域に対する統治確保の重要性を深刻に認識させ、朝鮮系住民社会の末端までを戦時動員体制に編成する「兵営化」、「総動員政策」をさらに徹底的に実行する理由と口実を提供したのである。

1 集団部落と保甲制

それでは、まず、図們江北岸における「要塞」ないし「兵営」の役割を果たす集団部落設置と治安確保のための保甲制度の展開について検討することにする。

1.1 「要塞」としての集団部落の建設⁽²⁾

集団部落は、旧軍閥勢力との大規模な軍事作戦がほぼ終了した1933年から、朝鮮総督府の手で直接に、図們江北岸朝鮮系住民を対象として設定されていった。集団部落は、「赤色勢力の勢力圏奪還、討伐の足だまり、交通の整備」のために建設され、設計には軍事的観点の色濃く反映されていたのである。

一七 集団部落の位置は「甚だしく危険な位置にあるではないが、さりとて安全地帯にあるわけでもなく、恰も安全地帯と危険地帯との継目とも言える所」、「安全地帯に対しては集団部落が一種の見張り、前哨の役割を勤めることができる」と定められ、当時の遊撃根拠地と日本統治区の接線に、根拠地を包囲するかのよう⁽³⁾に建設された。

集団部落の青写真を作ったのは、在間島総領事永井清、龍井特務機関長

橋本順正中佐、間島派遣隊池田信吉大佐、朝鮮総督府間島派遣官美根五郎の「四者会議」である。会議の要点をまとめてみると、①治安の維持されている地域と匪賊地域との接点に凡そ百戸とする鮮農集団部落九個を建設する、②小銃をもって武装させる、③部落は大体百米四方の、小銃で貫通しない厚さの土堀で囲み、四囲に砲塔を設ける、④建設費用は一個所二〇万円とする、⑤朝鮮総督府は指導技術者を派遣するが警備は主として領事館警察が当たる、というものであった⁽⁴⁾。

集団部落収容者の選択においては、「思想的に堅実なもの」などの基準を設けて朝鮮人民会に委任し、特に部落長には反共の朝鮮系住民を選抜した。また、25戸を単位として部落内に統長を置き、部落の指導・統制に必要な組織制度を設けた⁽⁵⁾。

集団部落の建設に伴い、日本は遊撃区周辺の一般農民を対象に、集団部落への強制移住を頻繁に行った。軍事討伐行動と関連して官憲は、「いつまでに、どこの区域内の農民は、どこの集団部落に引き上げよ。それ以後該区域内にとどまる者は、すべて匪賊と認め、即時射殺する」というような布令を出して、遊撃根拠地周辺を「無人地帯化」させた⁽⁶⁾。農民の強制移住と収容が進展するにつれ、「魚が水から離れては生きていけないように、農民大衆から離れて存在しえない」遊撃隊の、食糧補給・情報入手、移動などの諸活動は、著しく制約されるようになる。

朝鮮総督府に続いて、関東軍も1933年12月、「集団部落ガ治安統治ニ及ボシタ効果ハ大ナリシ、朝鮮人保護を容易ナラシムル為、勉メテ其ノ集団化ヲ計リ統制アル集団ノ下ニ定着セシムル如ク指導スル、為之國境隣接地方、特ニ間島地方ノ安定策ヲ講シ、次テ東辺道及他地方ニ及フ」との方針を定める⁽⁷⁾。そして、1934年以後からは朝鮮総督府と満州国が役目を分担し、大規模な集団部落建設が進められ、集団部落の政治・軍事的影響は次第に広がっていく。

1936年までに、朝鮮総督府は図們江北岸地域に28ヵ所、満州国は95ヵ所

満州国期の図們江北岸地域における「国家兵營化政策」の展開

の集団部落を建設したことになる。この他に、安全村や朝鮮人民会が設置したもの、自然発生したものなど、広義の意味での集団部落が31ヵ所あった⁽⁸⁾。

集団部落は軍事的な意味では一定の効果をみせたといえよう。遊撃隊参加者の体験談、回想録にもしばしば集団部落の影響が指摘されている。1935年3月に日本に帰順した東満共青特別委員会宣伝部長の崔鳳文は、官憲に次のように述べた⁽⁹⁾。

日本帝国主義は外部より集団部落を設置し、軍隊を駐屯せしめて、遊撃区根拠地を封鎖し、精鋭なる武力をもって進行してきた。(中略) 遊撃区根拠地は拡大できなかつた。人民革命軍は根拠地群衆を保護するとの口実をもって、根拠地のみを守備することになるが、敵の侵攻を待って防衛戦を開始したるも、武力僅かなる為、実際は防禦できず失敗に終つた。

常に機敏に行動し、敵の弱い部分を集中的に奇襲し、直ちに分散するのが遊撃戦の基本である。解放区を包囲するかのようになされた集団部落は、遊撃隊の勢力の浸透を防ぐ役割を果し、襲撃隊を根拠地内に閉じこめたのである。こうして、遊撃隊は根拠地の単なる防衛隊になってしまった。

1.2 治安維持政策と自衛団

抗日武装勢力の弾圧と、治安維持のために、日本と満州国は「治安警察一五法」、「武器取締法」、「火薬取締法」、「出版法」などの法律を發布するとともに、警察力を強化し、統治区域において「治安第一主義」の鎮圧方針を実行した。警察官には反抗する者に対し、即時処刑を実施できる権限を与えた。また、1933年6月13日、関東軍を中心とする「治安維持会」を設置

し、民政部、海軍部、大使館、関東庁などの部門の協力で満州国、そして、図們江北岸社会の安定を図ろうとした⁽¹⁰⁾。

民衆支配策として1933年3月から、図們江北岸にも「保甲制度」が実施され、一定の効果を挙げるようになる。保甲制度とは住民を牌、保、法の組織に編成し、10戸からなる基礎単位、牌の連座制によって相互監視を行わせようというものであった⁽¹¹⁾。

保甲制度では、18歳以上40歳未満の男性によって自衛団が組織され、警察機能と自衛機能を果たすことが要求されていた。自衛団は通常当該部落の壮丁によって編成され、退役軍人が自衛団長を務め、一村にはおおむね15-30人の自衛団員がいた。自衛団員は、団長と日本の軍や警察の指導の下、集団部落、安全村の防衛工作に就いただけではなく、村民に対する監視、通信・交通施設の工事、出荷督促などの面においても力を発揮したのである。また、必要に応じ、自衛団は抗日遊撃根拠地に対する討伐作戦にも動員された。なお、自衛団員は無論のこと、村全部の壮丁を対象に、軍隊、警察から指導教官が派遣され、1-2週間にわたる軍事訓練が年に3回行われた⁽¹²⁾。

第1期の集団部落が完成した時、図們江北岸の25カ所の集団部落には384人の自衛団員がいたが、その数は年々急速に増え、1936年の間島319カ所の集団部落を対象とした調査によると、既に18,133人の自衛団員が存在していた⁽¹³⁾。

こうして、集団部落の建設と保甲制の実施によって、満州国は生活基盤の末端までが「反満抗日」運動と戦うための組織として編成され、「兵営国家」となっていたのである。しかしながら、日本の植民地統治によって「兵営」に編入された朝鮮系住民にとって、満州国は守るべき国家という実感を持つにはあまりにも遠く、これに対し「討伐」すべき「匪賊」はあまりにも身近な同胞であった。当然、「兵営」の士気も低く、離脱者も多く出現するようになる。

2 国家総動員政策を展開する末端諸機関

日中戦争が勃発し、拡大していくにつれ、満州国も日本の総力戦体制強化に伴う形で戦時総動員体制への移行を急速に推進し、国家全体の兵営化はさらに進むことになる。本節では、国家総動員政策に関係する諸機関の成立が図們江北岸地域の兵営化にどのような影響を及ぼしたかについて検討することにする。

2.1 「暫行青年訓練規程」と協和義勇奉公隊

国家総動員体制を作り上げるために関東軍が最初に着手したのは、青少年の教育と育成、訓練であった。1937年1月28日、満州国民政部と軍政部は共同部令として「暫行青年訓練規程」を公布し、満州国において統一的に青年訓練を実施することを決めた。この規程によれば、青年訓練の目的は「青年の心身を陶冶して健全なる国民を育成し、警備並びに国防の維持能力の増強に資する」ことにあった。1937年2月1日、協和会は「青年訓練実施要領」を制定し、協和会による青年訓練を開始する。主な対象は、満州国内の16歳以上19歳未満の男子であった⁽¹⁴⁾。

青年訓練の趣旨は、「国家の興隆は青年の双肩にかかる。我国内の情勢は青年の自覚奮起を緊急の要事として期待する。青年訓練はこの内外の痛切な要求に応ずるものであり、青年訓練の目的は地方農村と都市の青年の身心を鍛錬陶冶して、愛家愛郷の観念を養い、進んでこれを拡大して警備並びに国防の維持能力の増強に資し、国家思想の涵養に努め、併せて社会的経済的建設等に関する実際の知識技能を習得させ、優秀な国民の中堅的指導の人物を養成し、協和会青年組織の有力な構成分子とするにある」というものであった⁽¹⁵⁾。

日中戦争が拡大するにつれて、1938年4月1日には、戦時動員組織を拡

充するために、関東軍、満州国國務院訓令による「協和義勇奉公隊に関する件」が公布され、協和義勇奉公隊が結成される。これは、上述の「暫行青年訓練規程」の年齢適応範囲（16歳以上19歳未満）の一段階上の年齢層を対象としたもので、協和義勇奉公隊は概ね20歳から35歳までの青壮年を対象になり、各地区の協和会の組織を単位として編成されていた。

その目的は、「現下内外の情勢に対応し一億一心民族協和の我建国の理念に鑑み協和会組織と有機的関連において民族一体の協和義勇奉公心に基く警備動員並訓練組織を速やかに完成する」ため、各地の自衛団とともに民間警察組織機能の整備・充実を図ることであった⁽¹⁶⁾。

そして、日中戦争の長期化に伴って、協和義勇奉公隊も1938年12月に高度国防国家体制の整備充実という国家の要請に対応するものとして再編され、国民的奉仕と防衛という二部門に明確に区分される。さらに1941年4月、「満州国募兵法」が公布されてからは、協和義勇奉公隊の訓練を終えた隊員の多くが兵役に就くことになる⁽¹⁷⁾。

図們江北岸においても、関東軍の「協和義勇奉公隊に関する件」および「暫行青年訓練規程」は確実に履行され、間島省協和義勇奉公隊は、朝鮮人、中国人、日本人の民族別に編成され、延吉、図們、龍井に各区隊を有する、大きな組織に発展していった。

具体例として、龍井協和義勇奉公隊の結成経過をみると、1940年2月14日に龍井分会の顧問および評議会の会議を開いて、協和義勇奉公隊に関して協議し、続いて23日に龍井街公署で協和会龍井分会主催により協和義勇奉公隊結成準備会議を開き、5月上旬に協和会龍井協和義勇奉公隊を結成した。隊長には工藤、副隊長には許鹿が任命された。そして、結成直後の5月19日には、従来の防護団を吸収して組織の拡充を行い、龍井の総動員体制の主役になっていく⁽¹⁸⁾。

図們江北岸における協和義勇奉公隊は、国民訓練組織体として中堅幹部を養成するとともに、各地域の家庭防護組織の指導、防衛演習や各種の警

満州国期の図們江北岸地域における「国家兵営化政策」の展開

備活動に組織的に動員されるなど、総動員体制の構成に欠かせない存在であった。特に、戦時統制経済の下で展開された農産物増産促進運動における役割は大きく、同義勇奉公隊は満州国期の図們江北岸の歴史において無視できない組織体だったのである。

しかしながら、ここで注目しなければならないのは、朝鮮系住民は「満州国募兵法」の適応を受けていなかったことから、図們江北岸の朝鮮系住民、特に青年の義勇奉公隊への編入は、あくまで戦争に必要な多くの物資の生産・供給、防衛活動に動員するためのものだった、ということである。

2.2 国民隣保組織

青年層を中心に国家総動員体制への組織化に務めていた関東軍は、戦争の拡大につれて、戦時動員政策及び戦時統制政策を末端の全民衆レベルにまで浸透させるための国民組織が必要であることを痛感する。そこで発表されたのが、1940年12月20日の「国民隣保組織確立要綱」であった。

この要綱は国民隣保組織の目的を、「国家の諸要請に即応すべき国民生活の協力実践の態勢を具現」するために、協和会分会の諸工作の指導・影響下に全住民・各民族が一致団結して国民運動を展開し、国政の諸策を 수용することを満州国の隅々まで徹底し、全住民の一致協力を図ることに置いていた⁽¹⁹⁾。

満州国は様々な民族から構成されており、全住民の一致協力の実現は困難であると予測されたため、「日系、鮮系、満系、蒙系であっても近隣に居住するものは友達になるべき」という隣組の指導方針を、国民隣保組織の構成員である全住民・各民族に適用することによって、「民族協和」理念が各民族、各家庭にまで浸透された末端機構として、国民隣保組織を位置づけようとしたのである⁽²⁰⁾。

それでは、図們江北岸地域における隣保組織はどのようなものであったのだろうか。

1940年12月20日に「国民隣保組織確定要綱」が発表されると、図們江北岸の協和会は国民隣保組織の設置に働き出す。その中でも延吉街の活躍が目立っていた。1941年3月13日に久我協和会延吉県本部事務長、岩本延吉街長、小野山龍井街長、杉野図們街長が国民隣保組織の組織について協議し、3月中に急いで組織を整備することを決定し、各班・組の統制機関として連合班を置くことにした⁽²¹⁾。

例えば、延吉街においては、延吉街を8区に分け、その下に80班、800組を設置し、各区の連合班長には日本人2人、朝鮮系住民3人、中国人3人、そして副班長には各民族8人ずつを任命した⁽²²⁾。その後、国民隣保組織の結成を完了した延吉県協和会は、11月に「隣組の育成と運営を強化して国民総力の集結による有機的動員体制の完成」を目的とする「定例村協議会」を設置する。そして、国家要請への積極的な参加を実現させるために、協和会各地分会及び行政の各街村の「一単位化」、「一体化」を図り、国民隣保組織の各レベルの責任者を定例村協議会に参加させるなど、協和会分会と隣保組織を有機的に関連させて、国策に協力する組織的な活動をみせた⁽²³⁾。

このように国民隣保組織を強化した延吉街は、12月3日に各連合班長と街分会の事務会を開催し、総力を隣保組織に集結させることを確認した上での協和奉公活動の実施を決定するに至る⁽²⁴⁾。換言すれば、隣保組織の活動を協和奉公活動より重視することを決めたのである。これは、関東軍、満州国が物資の配給、防衛への動員などの国家総動員政策を、青年層を中心とする国家総動員体制（協和義勇奉公隊）から、国民レベルの全面的協力体制（国民隣保組織）へと、変更したことを意味する。

このように国家総動員政策を展開するための末端諸機関が設置されたことによって、図們江北岸地域には、朝鮮系住民が個人レベルまで軍隊と戦争とに結びつけられた戦時体制が作られたことになる。こうして図們江北岸朝鮮系住民社会は、主に物資の供給の面において関東軍、満州国軍を支える、満州国という「兵営」の基盤の一部に変わっていったのである。

3 図們江北岸への特殊部隊の駐屯

国家総動員政策展開の諸末端機関が図們江北岸朝鮮系住民を取り込んでいた時、図們江北岸には戦闘を主要目的とする正規軍以外にも、間島特設部隊、間島屯墾隊、間島屯林隊など、特殊な任務が付与された部隊も多数駐屯することになり、反日勢力とソ連に対する戦時体制がさらに強化されていく。

図們江北岸の兵営化が目立つようになる原因としては、ソ連と国境を隣接していること、朝鮮系住民が共産主義運動と民族独立運動に結びつきやすいこと、また、図們江北岸には多くの戦争遂行に必要な資源があったことが挙げられよう。そこで、本節では図們江北岸に駐屯した特殊部隊について検討して見ることにする。

3.1 間島特設部隊

図們江北岸が戦争体制において特別な意味を持っていたのは、そこが満州国の一部であり、かつ、少数民族である朝鮮系住民の居住地であるということによる政治的要素に由来する⁽²⁵⁾。

満州国軍刊行委員会が編集した『満州国軍』が説明しているように、満州国軍の建設は「住民との結合」、「各民族おのおのの長所」を重視した「民族協和の軍隊」を目指すものであって、朝鮮人部隊の存在とその実績は、民族協和政策が上手くいくかどうかの試金石でもあった⁽²⁶⁾。そこで、民族協和の成果を世に示すために、1939年、延吉に近い明月溝において朝鮮系住民による「間島特設隊」が編成されることになる。間島特設隊の存在は、軍事的意味よりも政治的意味を持ったと思われる。

間島特設隊の隊員で、後に韓国陸軍参謀総長を務めた白善燁も、間島特設隊の編成について、「夷をもって夷を制する発想で、はじめからゲリラ

討伐のためであったという人もいる。そうではないと言い切れないが、私の知るかぎりでは一種の特殊部隊で、日ソ開戦の際にはソ連領内に挺身潜入して、橋梁や通信施設などの重要な目標を爆破する任務を帯びていた。戦時の任務はともかくとして、満州国のモットーは五族協和であったから、蒙古人には興安騎兵、白系ロシア人にも部隊があったように、朝鮮人にも部隊を、というのであろう」と回想し、民族協和の実践であったことを強調している⁽²⁷⁾。

間島特設部隊の構成は当初、解散した国境監視隊の朝鮮人下士官を基幹要員として、歩兵中隊1個と、機関銃と迫撃砲を装備する機迫中隊1個からなっていたが、後に、歩兵は2個中隊に増強された。部隊長と中隊長は日本人で、その他は全て朝鮮系住民で構成されており、間島特設部隊は朝鮮人部隊でありながら、満州国軍として、日本軍人によって率いられた。部隊員は、建物は純満式、服装は満州国軍の軍服であったが、言語は全て日本語を使用した⁽²⁸⁾。

志願資格は、22歳未満の間島省内に居住する者のうち、普通学校卒業程度以上の学歴を有する日本語解読者で、保証人2人以上を必要とした⁽²⁹⁾。募集方法は、徴兵齢者で自発的志願者を優先する一方、募集人数を各県別・村別に割当て、県公署は応募宣伝工作班を各村に派遣し、各村公所と協和分会、地方警察署の支援を受け、応募工作进行した。その結果、1939年度は和龍県のみでも志願者が2000人にのぼった。しかし、軍事作戦に出勤して多くの犠牲者が出るにつれ、志願者が急激に減少した。そこで間島省は、志願者の激少を食い止めるために、志願者家族に税金免除、農業資金及び種子の優先貸付、必需品の優先配給などの優遇策をとった⁽³⁰⁾。また、間島特設部隊から優秀な人物を選抜し、軍官学校に進学させ、将校に昇進する道を開いたり、延吉憲兵隊に入隊させたりして、朝鮮系住民の入隊者の地位向上を図った⁽³¹⁾。こうした間島特設部隊への志願の背景には、朝鮮系住民側における地位向上志向があったとともに、日本側の巧みな誘

満州国期の図們江北岸地域における「国家兵營化政策」の展開

導策がはりめぐらされていたのである。

政治的意図から編成されたとはいっても、間島特設部隊のもった軍事的要素を無視することはできない。間島特設部隊は、安図県一帯にしばしば出動し、崔賢部隊などの抗日部隊と戦闘を繰り返すなど、軍事面においての役割も大きく、朝鮮および中国民族運動に大きな影響を与えたのである⁽³²⁾。

特に、間島特設部隊の隊員の多くが、後の韓国政府、韓国軍の幹部になったことは、間島特設部隊の歴史的意味に彩りを添える。なかでも最も有名な隊員は、後の大韓民国大統領、朴正熙であろう。後日、金日成の敵手として、朝鮮半島の南北対立の局面を指導するようになった朴正熙が、反日部隊の討伐を主要な目的とする満州国間島特設部隊の「高木正雄」であったのは、歴史の皮肉ともいえるものであった。

元韓国陸軍士官学校長の李翰林陸軍中將、元韓国軍憲兵司令官の元容徳陸軍中將、そして、李周一陸軍大將、金一煥陸軍中將なども、間島特設隊の出身であった⁽³³⁾。

3.2 間島屯墾隊⁽³⁴⁾

治安維持と討伐戦において負傷した者、また退役兵には、除隊後の恩給制度等がなく、生活保証を得られなかったため、日本軍、満州国軍の一部に動揺が現れ、敵に身を投じたり、兵変を起こすなどの不祥事が発生した。これらの老兵の功勞に報い、老後の生活を安定させることは、関東軍としては緊急の事案であった。事態打開のための一つの試みとして、屯墾隊が設けられたのである。

一〇七 屯墾隊の図們江北岸への入植は、図們江北岸のソ連からの防衛、反日勢力の弾圧に意味があったと思われる。屯墾隊の入植において、武装したまま、治安不良地に配置されたことは、それが軍事上警備拠点の役割であったことを説明している。

1938年に図們江北岸に屯墾隊が作られたのは、小越中佐が満州国の屯墾隊拡大のために、財団法人「間島屯墾農場」設立案を立てたことが発端であった。日本軍間島地区参謀小浜大尉は、安図県守田県長と話し合い、抗日連軍第2軍根拠地であった図們江北岸の「腰団」一帯の膨大な土地を軍用地として無償提供することにし、この土地において農場経営を始めた。

家屋、農具、家畜は農場より無償貸与し、農産物の5-20%を農場に納めることとし、退職軍官、軍属を収容し、民族協和基地とするなどの目標、規則も、後ほど確定される。

農場の幹部は軍に籍を置き、治安部と農業部の共同管理を受けていた。この財団法人の設立には、現地朝鮮系住民の反対があった。図們江北岸は朝鮮人の入植予定地であったので、中国人の入植は歓迎されていなかったからである。しかしながら、農場は引き続き経営を続行し、のち、「満州軍人後援会」の経営するところとして定着する。

3. 3 間島屯林隊⁽³⁵⁾

他方、1941年に創設された「間島屯林隊」は、規模が大きく、図們江北岸第一の事業体といわれた。これは、満州国軍の軍用材の自給自足と、石炭増産の坑木供給の見地から設立され、国軍用材の80%を確保していた。このことから分かるように、間島屯林隊は経済的要素に中心を置いた駐兵組織であった。

間島屯林隊管轄の事業規模は、ハルバ嶺山脈には明月溝-豊林屯間に98キロの専用森林鉄道を敷設し、一方、白頭山北側の二道白河-三道白河一帯の大樹海に事業所を設け、400キロメートルの大流送（両江口-豊満ダム間）を展開するなど、当時の日本国内では思いもよらなかった大きなものであった。

編制についてみると、図們江北岸明月溝にある本部に220人、白頭山事業所に2,210人、豊林屯事業所には1,760名で成り、合計12中隊の伐採隊が

満州国期の図們江北岸地域における「国家兵営化政策」の展開

働いていた。

兵器として小銃200丁、軽機関銃2丁があり、貨物自動車43台、貨物機関車が16台、鉄道が79幹もあり、自動車が入れない道で運搬に使える牛、馬は合計2,080頭もいた。

関東軍、満州国は、一般住民を戦時体制に巻き込むことだけに満足せず、軍隊にも様々な特殊な任務を付与し、植民地統治のための政治的、経済的役割を割り振っていったのである。こうして、様々な方法で図們江北岸が持っている社会、民族、自然の諸特徴を戦時体制維持に利用し、図們江北岸地域、朝鮮系住民を日本帝国の戦争に編入していった。

4 陸軍志願兵制度と徴兵制、日本語教育

一般住民が末端戦時体制に編入され、また、多くの軍隊を抱えていた図們江北岸地域が、決定的に「戦争の前線」に立ち、完全なる「兵営」に転落するようになった主因は、住民を戦争に送り出す「陸軍志願兵制度」と「徴兵制度」の展開であった。

朝鮮半島における陸軍志願兵制度は、1938年2月22日、勅令第95号「陸軍特別志願兵令」によって実施された⁽³⁶⁾。そして、1939年初頭から満州で展開された「内鮮一体」化政策により、在満朝鮮系住民にも志願兵制度が適用されるようになる。満州国における「民族協和」の実現の象徴としての間島特設部隊への志願もなかば強制的に奨励されたので、図們江北岸朝鮮系住民には二重に志願兵制度が強要されるという事態が始まったのである。間島特設部隊の設置は政治的意義に中心があったが、陸軍志願兵制度はまさに軍事的意義に目的があった。

一〇五

関東軍側は、朝鮮系住民が多数存在する図們江北岸に、志願兵募集の特別委員会を設置し、軍務担当者を朝鮮に視察させるなど、募集促進策政策を採っていた。そして、治安部は、兵事および戸籍関係官署の増設、兵事

係員の増加、適齢者への特別錬成・予備召集などを行い、他方、協和会は、「青年指導訓練実施要綱」の実施、日本語講習会の実施などに努めた⁽³⁷⁾。

一方、朝鮮総督府は、毎年30万円の経費を満州国内朝鮮系志願兵募集のために出資したり、朝鮮総督府の法務局、司政局から理事官1人、嘱託14人を満州に派遣したりするとともに、未就籍者の就籍にも力を入れた⁽³⁸⁾。

特に図們江北岸においては、志願兵制度の実施に伴い、「日満一億一心不可分の関係を体得して時局下の国民としての国防観念を高める」ために、日本語教育が重点的に展開され、各県に設置された日本語講習所だけでも50カ所にのぼった⁽³⁹⁾。

このように図們江北岸において陸軍志願兵募集政策が着々と進行していた時、日本政府は、1942年5月、1944年からの「朝鮮人徴兵制実施」に関し閣議決定した。日米開戦に伴って1人でも多くの兵士が必要であったし、朝鮮以外の地に居住すれば徴兵を免れ得る、という余地を朝鮮人に残さないためであった。とりわけ、在満朝鮮系住民に徴兵制を施行し、満州国軍において間島特設部隊が活躍していることを背景に、在満朝鮮人住民が自発的に「皇軍の一員」としての国防第一線に出兵していることを、満州国の他の民族に宣伝し、それを模範として他民族の戦争への動員を拡大し、さらには大東亜共栄圏建設に尽力させようする意図が働いていた。

そして、徴兵制は「内鮮一体」を実現できる「無上の光栄」であるとし、さらに「内地人と同一な国防義務」を果たして「完全な皇国臣民」になろうという政治的宣伝として、在満朝鮮系住民に呼びかけられたのである。

具体的政策展開としては、日本政府、朝鮮総督府は「朝鮮徴兵準備委員会」を組織し、在満朝鮮系住民に対する徴兵実施について協議するが、まず、その第一歩として、在満朝鮮系住民への日本兵役法による徴兵実施準備として「壮丁の特別錬成」及び未就籍朝鮮系住民に対する就籍事務をさらに強化することに合意する⁽⁴⁰⁾。就籍事務の展開のために嘱託36人、雇員12人が増員されただけではなく、各市県警察署が中心になって戸籍調査も

満州国期の図們江北岸地域における「国家兵營化政策」の展開

行われ、徴兵予定年齢者の思想、教育状況などの調査も行なわれた⁽⁴¹⁾。

皇民化運動は、戦争拡大により急速に展開するが、それは国家総動員体制、特に「朝鮮人徴兵」と深く関わっていた。朝鮮系住民を無差別に、天皇制国家の暴力措置の中に組み込み、銃を持たせ得るためには、支配者は朝鮮系住民に対し「三千年の旧習慣から切り離し、皇民としての教育を徹底」せしめなければならなかったのである。そのため「国語普及運動要項」(1942年5月5日)が出され、在満朝鮮系住民を含む支配下の朝鮮民族全体に対して、合併以後同化教育の中心眼目であった日本語普及を展開することになった。特に徴兵適齢者に対しては、日本語が分からないまま軍隊に入ることの不利が強調され、徹底的な日本語教育が行なわれた⁽⁴²⁾。

このように、就籍の届出、日本語教育など「満鮮一体」が進められる中で、1944年4月から関東軍によって第1回徴兵検査が実施され、適用年齢予定者15,363人が受検した。日本が本格的に朝鮮系住民を戦争に駆り立てる一歩が踏み出され、植民地統治に大きな影響を及ぼすことになる⁽⁴³⁾。

戦争が拡大し、継続していくにつれ、図們江北岸における徴兵機構の数も増えていき、図們江北岸の兵營的色彩は増大していった。とはいえ、国家総動員政策展開の末端諸機関の設置と活躍により、図們江北岸における総動員体制が創立されたものの、それはあくまで、防衛活動、生産活動を主要任務とするものであった。

朝鮮系住民に満州国徴兵法が適応されていないことから、政治的意味に中心を置く「間島特設隊」に参加した一部を除いて、大多数の朝鮮系住民は、直接戦闘に参加していなかったのである。そこで、朝鮮系住民には戦争を「他人事」として傍観する傾向が存在し、日本の不満を引き起こしたと思われる。

植民地本国の日本からすれば、「わが子、わが夫、友人、知人が戦場を駆け巡って血を流して闘っているのだから、朝鮮系住民が従来のように戦争を「他人事」として傍観するわけにいかなくなるのは、人間自然の情で

はないだろうか」ということになり、それが直接徴兵制の強化に繋がっていくわけである。こうした自然な感情に狙いを定め、日中戦争、太平洋戦争への一体感を持たせ、内面からわきおこる戦時動員体制に、図們江北岸朝鮮系住民社会を取り込もうとする日本の意図は明白であった。

おわりに

結果的に言うと、朝鮮系住民側は積極的に総動員体制、「兵営化」政策に協力する動きをみせることがなかった。戦争の展開とともに、「民心の動向は常に戦局の推移と関連」し、国際情勢に鋭敏な感性をもち、日本人よりはるかに冷めた目で戦局の推移を凝視し、日本の総動員体制に、また「国家兵営化政策」に、消極的に対応していたのである。

このような図們江北岸の朝鮮系住民の「民心の激変」の様相を総督府では次のように把握していた⁽⁴⁴⁾。

ガダルカナルの転進作戦以来相次発表せられたる皇軍守備隊の玉砕、敵の反攻態勢の激化など、客観的情勢の激変は民心に異常の衝動を与へ、戦局の前途に対する不安を増大せしめ、長期戦に対する厭戦的傾向が生ずるや、民族主義分子は帝国の敗戦を妄断し、その機会に米英及びソ連の力を籍りて帝国の羈絆を脱せんと密かに起つて不逞の策動に出でんとし（中略）共産主義者は一様に日ソ開戦必至なりとの希望的観測の下に其時期を捉へて民衆の一斉蜂起暴動化を企図し、あるいは民族主義運動勢力との共同戦線を展開せんとする傾向さへ現れたのである。

一方、日本の支配者が図們江北岸の朝鮮系住民に対して「最大の犠牲であり、又最後のいけにえ」として「兵営」の一分子・朝鮮系住民の生命ま

満州国期の図們江北岸地域における「国家兵営化政策」の展開

でも強要した時、それはまた同時に、支配者にとって、最後のそして最大の「敵」に直面せざるをえない時であったかもしれない。それは、図們江北岸の朝鮮系住民は依然として朝鮮民族の心と考えを持つという単純明快な、そして最も根本的な、事実に基づくものであった。長い間日本の植民地統治を受けていた朝鮮半島の住民よりも、中国という異国で、長年抗日思想の影響を受けていた図們江北岸の朝鮮系住民の方が、より鮮明に朝鮮民族として、支配者の目には見えてきたかもしれない。

ともかく、図們江北岸において皇民化政策の押し付け、そして、集団部落、徴兵制度などの地域軍営化、総動員体制を進めてきた日本にとって、「敵」は単純なる共産主義運動や民族主義運動などの抗日運動のみではなく、図們江北岸の地理的要素、そこにおける長い間の反日教育と反抗の歴史、ひいては図們江北岸の朝鮮系住民の言語・風俗・習慣・思考様式が、その植民地政策の展開と総動員体制の展開の前に、立ちはだかつたのである。

確かに、日中戦争の勃発と長期化により図們江北岸の兵営化は急速に進められていた。しかしながら、大量駐兵と住民に対する武力的脅威、強制性のある末端機構の活動という総動員体制は、外からみると強大であったかもしれないが、「体内組織」においては生命機能を失う壊死が進行していった。

ソ連の進撃とともに、図們江北岸における日本の総動員体制は、「防衛」といえる抵抗さえないまま、たちまち崩れていったことは、図們江北岸という満州国の「一軍営」の総力体制の実態を説明しているのである。

註

- (1) 図們江北岸という呼称は、地理的意味よりも政治的ないし行政的意味を有している。本論は、図們江北岸の範囲を、延吉、和龍、汪清、琿春を中核とし、場合によって周辺地域を含むことにするが、最大範囲を現在の延辺朝鮮族自治州領域に限定する。
- (2) 梶村秀樹「1930年代満州における抗日闘争に対する日本帝国主義の諸策動」『日本史研究』第94号、日本史研究会、1967年、46頁。

- (3) 中谷忠治「間諜地方における朝鮮人集団部落」『朝鮮（第224号）』1934年、185頁。
- (4) 梶村、前掲書、38頁。
- (5) 「間島集団部落建設概況」『朝鮮総督府調査月報』第6巻3号、朝鮮総督府、1935年、109-116頁。
- (6) 中谷、前掲書、185頁。
- (7) 関東司令部『満州に於ける朝鮮人指導方針』、1933年12月決定。
- (8) 満州国軍事顧問部編「国内治安対策の研究」『満州共産匪の研究（対策編）』満州国軍事顧問部、1937年、28頁。
- (9) 金正明編『朝鮮独立運動』（5・共産主義運動篇）原書房、1967年、560-561頁。
- (10) 王希亮『日本对中国東北的政治統治』（1931-1945年）黒龍江人民出版社、1991年、88頁。
- (11) 和田春樹『金日成と満州抗日戦争』平凡社、1992年、131頁。
- (12) 崔明玉「日偽在延辺地区的“集団部落”建設及其影响」、碩士論文、延辺大学、2006年、23頁。
- (13) 吉林鉄道局編『間島朝鮮人状況』1937年、81頁。
- (14) 満州国軍刊行委員会編『満州国軍』蘭星会、1970年、157頁。
- (15) 同、209頁。
- (16) 満州帝国協和会『康德9年度全国連合協議会記録別冊附録 懇談会記録（日文）』73頁。満州国軍刊行委員会、前掲書、212頁。
- (17) 『満鮮日報』1940年12月28日付。
- (18) 『満鮮日報』1940年2月24日付。
- (19) 鈴木隆史「満州国協和会史試論」『季刊現代史』第5号、現代史の会、1974年、122頁。
- (20) 『満鮮日報』1940年12月21、22日付。
- (21) 『満鮮日報』1941年3月18日付。
- (22) 『満鮮日報』1941年3月25日付。
- (23) 『満鮮日報』1941年11月7日付。
- (24) 『満鮮日報』1941年12月7日付。
- (25) 浅田喬二他編『日本帝国主義満州支配—15年戦争期を中心に』時潮社、1986年。満州国軍刊行委員会、前掲書、218-224頁。

満州国はさらに、在満の朝鮮系住民を満州国軍に動員するため、「満州国」の特設部隊として1939年に間島特設部隊を編成した。満州国軍の特設部隊は、在満の朝鮮系住民による間島特設部隊のほか、白系露人による浅野部隊（1937年）、回教部隊（1939年）、オロチョン族による工作隊（1939年）、蒙古人による53部隊（1941年）が編成された。間島特設部隊が編成される前に、満州国軍政部はソ連への偵察を強化するために、1935年に国境監視隊を創立し、図們江北岸の琿春の第3中隊と平陽鎮の第4中隊を朝鮮系住民によって構成した。

満州国期の図們江北岸地域における「国家兵營化政策」の展開

しかしながら、1936年6月、給料、昇進、服役年限などにおける民族差別待遇に抗議して、民族的反感を持っていた朴鉄、朴春來ら朝鮮系住民の隊員39名が、国境警備隊員6人を射殺して大量の武器を持ってソ連に逃亡する、いわゆる「筒子溝事件」が起きた。このような朝鮮系住民による反乱は、関東軍をはじめ、日本政府及び軍当局、そして朝鮮総総督府に大きな衝撃を与えた。そのため、国境監視隊の朝鮮系住民を中心とした部隊は、解散を余儀なくされた。それにもかかわらず、関東軍は日本臣民としての朝鮮系住民への期待を捨てるわけにはいかなかった。

- (26) 満州国軍刊行委員会、前掲書、193頁。
- (27) 白善燁『対ゲリラ戦』原書房、1993年、28頁。
- (28) 『満鮮日報』1940年1月26日・27日付、満州国軍刊行委員会編、前掲書、193頁。
- (29) 『満鮮日報』1940年1月29日付。
- (30) 『満鮮日報』1月15日、18日、29日付。
- (31) 『満鮮日報』1月29日付。
- (32) 満州国軍刊行委員会、前掲書、190-194頁。
その後、間島特設部隊一部は1943年には明月溝を離れて中国西南地区に出動し、第5軍区司令官の指揮下で満州国軍の独立討伐担当地区内を転戦した。1945年1月には軍事部直轄になり、鉄石部隊の独立歩兵隊として、北支鉄南地区で八路軍と交戦した。一方、明月溝に残っていた間島特設部隊は、鏡泊湖地区に移動させられた。北支鉄南地区派遣された間島特設部隊は日本の敗戦とともに錦州に移動して8月26日解散し、朝鮮系の隊長の指揮の下、間島に帰還した。
- (33) 満州国軍刊行委員会、194頁。
- (34) 同、203頁。
- (35) 同、203-207頁。
- (36) 陸軍志願兵制度の朝鮮における展開とその意義については、宮田節子『朝鮮民衆と皇民化政策』未来社、1985年、50-93頁を参照せよ。それは日本の朝鮮人戦争動員政策に積極的に賛同し行動する者を育成しようとしたものであり、また朝鮮人を皇民化政策の牽動力にしようとするものであった。
- (37) 『満州日日新聞』1942年12月25日付。
- (38) 朝鮮総督府「昭和16年12月 第79回帝国議会議説明資料」『朝鮮総督府帝国議会議説明資料』第3巻、不二出版、1994年、192頁。
- (39) 『満鮮日報』1941年2月17日付。
- (40) 朝鮮総督府、「昭和19年12月 第86回帝国議会議説明資料」『朝鮮総督府帝国議会議説明資料』第10巻、1994年、9頁。
- (41) 『満鮮日報』1942年10月3日、11日付。
- (42) 宮田、前掲書、114頁。『満鮮日報』1942年7月17日付。
- (43) 加藤陽子『徴兵制と近代日本』吉川弘文館、1996年、216-217頁。朝鮮総督府『朝鮮総督府定刻議会議説明資料』第10巻、9頁。
- (44) 宮田節子、前掲書、121頁。

Development of “garrison state policy” in the north Tumen riverbank area in the “Manchukuo” era

YIN Hu

Doctor’s Course, Major in Politics at Graduate School of Institute of International Japan-Studies, Hosei University

Abstract

This thesis tried to clear the actual situation of “garrison state policy” in the “Manchukuo” considering through the “collective housing policy”, “general mobilization policy”, and “draft policy” that mainly intended for Korean residents and practiced in the north Tumen riverbank area.

In the background of the development of the anti-Japanese movement after a Manchurian Incident and Sino-Japanese war or the border dispute between the Soviet Union, Japan thoroughly executed “garrison state policy” with which all the end of the Korean residents’ society was organized to the war system.

However, the people who lived in the puppet state “Manchukuo” and the north Tumen riverbank area, did not think colonial government was worth to defend and there were few cases that the residents took the movement to cooperate to the “general mobilization policy”. As a result, in the 1945, the Japanese general mobilization system that kicked in north Tumen riverbank area was collapsed immediately by the Soviet Union and there was no resistance which could be called “defense”.